

高松市での新たな動きを紹介

第一弾 寄附募集期間：2021年8月1日～9月30日



第二弾 寄附募集期間：2021年10月3日～12月31日



私は、子ども食堂を実施する団体等からの要望も受けて、**令和3年3月議会**にて「福祉目的の食事提供行為に関する質問」を行い、一定の条件下であれば飲食店営業許可は不要となるよう、本市独自の衛生管理指針の策定を提案。

令和3年6月1日より施行されました。



私は、「犬や猫の殺処分減少に向けた質問」を**令和元年9月議会**、「飼い主のいない猫を増やさないための質問」を**令和元年12月議会**、そして「野犬・野良猫への対応について質問」を**令和2年12月議会**にて繰り返し行ってきたところ、新たに実施された施策です。

特に全国に先駆けて、「**ふるさと納税**」がバメントクラウドファンディングを使って寄付金を募る方法は功を奏し、設定目標額を大きく上回る結果となりました。

福祉目的の食事提供について（高松市ホームページより）

更新日：2021年6月1日

福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針

子ども食堂や高齢者を対象とする会食・配食サービスなど、福祉を目的とした食事提供を行う場合があります。本指針は、これらの取組において、**安全で衛生的な食事を提供していただくために、施設や食品の取扱いに関して、特に衛生管理で気をつけていただきたい事項**について定められました。（令和3年6月1日施行）

指針の対象

この指針の対象の食事提供行為とは、高松市内で営業行為として実施されるものを除き、福祉目的の事業の中で、実費（調理コストを含む）以外の対価を徴収せず、かつ食事の受給対象者を特定して行うもので、おおむね次のようなものを指します。

- (1) 国所管の交付金事業、県市補助事業及び単独事業として市が実施する高齢者等への食事サービス事業
- (2) 社会福祉法人、ボランティア団体等が設置する認知症カフェ等において実施するもの
- (3) 社会福祉施設等において、当該事業者が利用者を対象に、集団給食に該当しない範囲で実施するもの
- (4) 社会福祉施設等において、当該事業者が調理場所を活用し、地域の高齢者等を対象に実施するもの
- (5) ボランティア団体等が、公共施設等の調理場所を活用し、地域の高齢者その他要支援者を対象に実施するもの

指針の対象であるこれらの食事提供行為については、食品衛生法に基づく営業許可は不要です。ただし、実施者が当該福祉目的の事業以外に同施設で営業を行う場合、また、外部事業者が調理行為を受託する場合は、営業に該当するため営業許可が必要です。

【役 職】(2021年度)
高松市議会 教育民生常任委員会 副委員長
香川県ヨット連盟 理事長
香川県スポーツ協会 理事
香川県スポーツ指導者協議会 理事
高松市スポーツ協会競技スポーツ専門部 理事
公益財団法人かがわ産業支援財団 登録専門家
四国地域イノベーション創出協議会イノベーションコーディネーター
高松北交通安全協会 代議員

【資 格】
中小企業診断士(経済産業大臣認定)
公認スポーツ指導者／コーチⅢ(日本スポーツ協会)
TASS(高松市アドバイザースポーツシステム)公認指導者

ご意見をお聞かせください
皆様の声を議会にお届けします

高松市議会議員 **斉藤おさむ**

◆福岡町事務所／高松市福岡町2-27-16
TEL:087-813-2022 FAX:087-883-0120

◆牟礼町事務所／高松市牟礼町牟礼1632-54
TEL:087-845-1280

◆公式ウェブサイト
<http://osamu-saito.com/>
✉: kouenkai@osamu-saito.com



facebook



勝手ながらお届けさせて頂きました。

2022年3月発行 発行者：斉藤おさむ



高松市議会議員

斉藤おさむ

市政活動レポート

**私たちが決める！
このまちのかたち！**



ご挨拶

2019年4月の初当選から早くも3年が経過しようとしています。

コロナ禍での期間が殆どではありましたが、4年の任期も残すところ1年となりました。

感染拡大が進む中、地域からのご要望に加え、多くの方から各種支援金や助成金、休業等による日々の生活面でのご相談で当事務所へお越しになられたり、お電話やメール等でのご質問にも対応してまいりました。

しかし、依然として経済の回復には至っておらず、皆様の雇用と生活を守るため、引き続き全力で頑張ります。

また、時代とともに進化し続けるまちであるために、私たち新人議員は職員の方々とも連携し、高松市スーパーシティ構想策定に取り組んでおり、ポストコロナを見据えた新しい行政サービスを提案します。

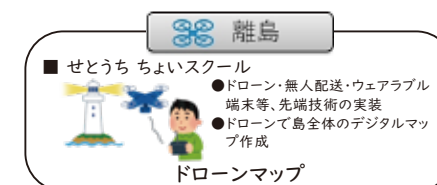
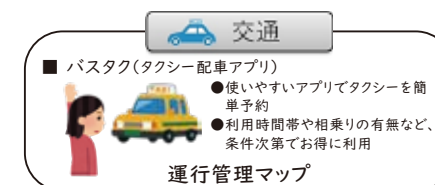
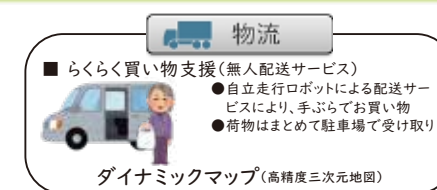
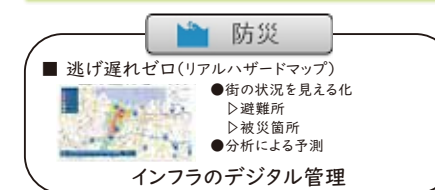
どうかこれからもご支援頂けますよう、宜しくお願いします。

斉藤 修

高松市スーパーシティ構想 再提案の全体像

【目指す都市像】

「移動データ」を鍵として、あらゆるサービスがつながり、偶発的な「出会い」「発見」「交流」の連鎖を起こすことで、ヒト・モノ・コトの移動が人と街を豊かにする「フリーアドレスシティたかまつ(FACT)」



議会質問

令和3年6月定例会(一般質問)抜粋

「EBPM」(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング 証拠に基づく政策立案)の推進について

■本市が厳しい財政状況下にある中で、政策が最小の経費で最大の効果を発揮しているのか、その政策目的が統計データ等の合理的な根拠(エビデンス)に基づくものであることを明らかにしたうえで、市民に対して納得のいく、しっかりとした説明責任を果たす必要があると考える。そこで過去の経験や政策事例だけでなく、市民の行動や心理、社会の状況などのデータに基づく政策の検証や政策立案をもっと推進していく必要があるのではないかと考える。

《答弁》 大変重要であり市民の皆様に市政に関心を持って頂くだけでなく、説明責任を果たす観点からも必要なものと考えられ、今後実施に向けて検討を行う。



在宅医療・介護連携推進事業について

■高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことは、多くの人々の願いであるが、支援が必要となったなら、その願いをあきらめ、家族とも離れ、入院や施設などへ入所せざるを得ないとする方は多い。そこで地域において適時・適切に切れ目なく医療・介護の支援を受けられるよう包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していく必要があるのでは。

《答弁》 今後さらに医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれ、在宅医療・介護連携の推進がこれまで以上に重要になるため、関係機関等との更なる連携を図り、加えて相談機能をより一層充実させていく。



「食品ロス削減推進計画」の策定に向けての考えについて

■「フードドライブ」の取組は、福祉的側面においても、NPOなどの市民活動団体の協力・連携によって、とても有効な手立ての一つとして展開され始めており、昨今のコロナ禍において、生活に困窮する大学生や外国人等に対する食品提供が注目を集めている。このような取組は、市内の事業者や市民活動団体、地域住民等が主体となり、また連携しながら展開できるよう、更に取組が促進されるよう、本市における「食品ロス削減推進計画」を策定してはどうか。

《答弁》 本市においても重点的な取組として位置づけ、国及び県の計画等との整合も図り、本市が宣言した「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、実効性のあるものとなるよう策定に向けて検討を行う。



漁業経営の安定化と特徴ある水産資源の確保・育成などに取り組む考えについて

■新型コロナウイルス感染症拡大が長引く中、飲食店での水産物の需要が著しく冷え込み、水産物の消費に大きな影響が出ており、地魚についても飲食店需要が低迷している中であって消費が伸びず、価格の低下を引き起こしている。加えて、後継者不足や高齢化が年々進み、漁業の担い手不足が大きな課題となり一層厳しさを増しているが、行政として支援する考えは。

《答弁》 学校給食のメニューにアカエイを加える等、地元で水揚げされる水産物の商品価値の向上に努め、資源管理や販路拡大等の多角的な施策を講じるよう取り組んでいく。



令和3年12月定例会(一般質問)抜粋

期日前投票の利便性向上について

■昨今の選挙においては、期日前投票の割合が増える傾向があり、先般の国政選挙においても期日前投票時での人の列が大変気になった。特に上層階の会場ではエレベーター待ちからの行列が目につき、やっと会場のある階に上がってからも投票箱までへの順番待ちの行列が続き、途中で投票を諦めたという市民からの声も多く耳にした。また期日前投票所が市内均等になるよう平準化を図るためにも設置個所を増やすことや、順番のレーンを増やすなど改善は必要ではないかと考える。

《答弁》 今後、本市の実情に応じた期日前投票所の適正な配置に留意しながら、利便性が向上するよう必要な対策の検討を行う。



成年年齢引下げによる影響と対策について

■民法の一部が改正され、今年4月1日からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これに伴い若者が“消費者被害にあう危険性”が高まる懸念され、悪質業者のターゲットとなることが大いに考えられ、若者を守るためのきめ細かな支援が求められている。そこで若者に対しての消費生活相談へのハードルを下げるためにも、SNS等を活用した消費生活相談を実施してはどうか。

《答弁》 SNSの利用増加に伴い若年者を中心に電話を利用しない傾向があることから、相談へのハードルを下げ、未然防止に繋がることを期待されるものであり、先進的に取り組んでいる他都市の事例を参考にしながら新たなデジタルツールを活用した消費生活相談の実施に向けた検討を行う。



共助による高齢者等の移動支援について

■高松市社会福祉協議会は、地域が主体となった移動支援サービス事業を立ち上げる支援を行っており、地域の実情に合わせた取組が始まっている。このような地域における支え合いとしての移動支援は、これからの高齢化において益々需要が高くなることも予測され、何よりも継続していくことが大変重要であり、立ち上げ支援だけに終わらず、こういった共助による取組が広がっていくために、市としてどのように支援していくのか。

《答弁》 先行して実施している取組事例を各地区へ紹介するほか、サービス開始後においても市内で連携を図り助言を行うなど、移動支援サービスが多くの地域で実施され、継続するよう側面的な支援を行う。



市民活動保険の導入について

■市民活動保険制度とは、市民のみなさまが安心して地域活動やボランティア活動を行うことができるように、市民活動中の思わぬ事故をサポートする制度。市が保険料を負担し保険会社と契約するため、市民のみなさまの保険料は不要となるもので、市民活動の推進や安心した活動に従事できるよう多くの他市での導入がみられる。これからの協働社会において、本市での市民活動や地域住民によるボランティア作業等を一層推進していくならば、リスクをカバーすることは大変有効かつ必要なものではないかと考える。

《答弁》 本市として更に市民活動を支援し促進していくため、市民活動保険制度を導入することは有効であると存じており、実施に向けて本市の実情に沿った制度の在り方や経費負担等を検討していく。

